

ID: 272

担当部署: 建設課

<b>処分の概要</b>	分担金の減免等		
<b>例規名 根拠条項</b>	八頭町道路事業分担金徴収条例 第6条		
<b>例規番号</b>	平成25年条例第38号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (分担金の減免及び徴収猶予)  第6条 町長は、受益者が道路工事にあてる目的をもって、土地及び金銭を寄付した時、又は災害その他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、分担金を減免し、又は徴収を猶予することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成26年7月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日